

木田余宿舍外温水洗浄便座取替業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所（以下「機構」という。）が発注する木田余宿舍外温水洗浄便座取替業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

1. 本業務は、木田余宿舍及び宮脇宿舍にあるトイレ便座について、既設設備を撤去し、規格に見合った設備の新設を行うものである。
2. 業務場所
 - 1) 茨城県土浦市木田余東台1-12-23 木田余宿舍C棟
 - 2) 茨城県土浦市木田余東台3-15-4 宮脇宿舍A棟
3. 業務期間
契約締結の翌日から 60日間

第3節 履行設備

1. 既設設備
 - 1) 木田余宿舍C棟 便器： TOT0 S721B / 便座：TOT0 81-1727 1MUE
 - 2) 宮脇宿舍A棟 便器： TOT0 S721B / 便座：TOT0 TCF105

第4節 撤去

既設設備の処分費用については、見積に含むものとする。また、既設設備の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。

第5節 提出書類

受注者は、作業終了後、次に定めるものを提出すること。

- ・写真（作業前、作業後） 1部
- ・作業報告書 1式

第6節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当者等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第7節 疑義等

仕様書等に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議しなければならない。